

令和3年度

久留米市緊急経営支援資金 新型コロナウイルス感染症特別枠

事業者の皆様の資金繰りを支援します

中小企業の皆様に

最大**500**万円まで貸付

5年間の無利子化と据置期間で

最大5年間返済負担が実質ゼロ

貸付期間10年以内
(元金据置5年以内)

● 県内でも最低水準の

利率0.8%

● 保証料は市が全額負担

保証料0%

● 支払い負担をさらに軽減

5年間実質無利子

この融資のご利用には、まずセーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定が必要です

【セーフティネット保証4号の認定要件】

- ① 原則、1年以上事業を継続していること。
- ② 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比較して20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少すると見込まれること。

【危機関連保証の認定要件】

- ① 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している中小企業者
- ② 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれること。

【500万円借入のケース】

融資：500万円

返済（利子0.8%/年）

市が利子を全額補助
約15万円（当初5年間計）

保証料

市が保証料を全額負担：約22万円

金融機関

保証協会

据置期間
最大5年

中小法人

個人事業者

すでに本資金の借入がある場合（例350万円借入あり）

- 以下いずれかになります。
- ① 既コロナ枠からの借換え（500万円）による申込みもしくは
- ② 追加融資額分（150万円）を新規に申込み

なお、セーフティネット保証等の認定書の有効期間が終了している場合は、再度市に手続きが必要です。

【お問合せ】 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市商工観光労働部商工政策課
Tel：0942-30-9133 Fax：0942-30-9707
メール：syoko@city.kurume.fukuoka.jp



詳細は裏面をご覧ください

1 融資条件等のご案内

資 金 名	緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号もしくは危機関連保証の認定を受けていること ・久留米市内に事業所を有する中小企業者であること ・信用保証協会の保証対象事業者であること
資 金 使 途	運転資金・設備資金
利 率	0.8%
限 度 額	500万円
貸 付 期 間	10年以内（元金据置5年以内）
保 証 料 率	0%（市が保証料を全額負担）
利 子 補 給	市が最初の5年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
取 扱 金 融 機 関	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、商工中金、筑後信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合 の市内各支店
受 付 期 間	令和4年3月31日まで ※保証協会の受付日を基準とします。 （なお、国セーフティネット保証4号や危機関連保証の指定期間に応じて、受付期間が短縮される場合があります）

2 お申し込みに必要な書類（チェックリストとしてご利用ください。）

※融資のお申し込みの際は、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 確定申告書の写し（2期分） 1部
- セーフティネット保証4号認定書
もしくは危機関連保証認定書 1部
- (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 決算書（2期分） 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- セーフティネット保証4号認定書
もしくは危機関連保証認定書 1部
- (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

※この資料では、中小企業信用保険法第2条第5項第4号をセーフティネット保証4号、中小企業信用保険法第2条第6項を危機関連保証と記載しています。